

ケアプラン西町 重要事項説明書

1 ケアプラン西町の概要

(1)提供できる居宅サービスの種類と概要

事業所名	ケアプラン西町
所在地	八戸市柏崎 1 丁目 8-22
電話番号	0178-51-8780
FAX 番号	0178-71-1021
指定事業所番号	0270303050
サービスを提供できる地域※	八戸市、南部町、階上町、五戸町

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2)当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者 (介護支援専門員兼務)	主任介護支援専門員	1名		あり	1名	管理業務 居宅介護支援業務
介護支援専門員		1名 以上		なし	1名 以上	居宅介護支援業務
勤務時間	午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分					

平日	午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分	(3)サービスの提供時間帯
定休日	土・日・祝日	
休業日	8 月 13 日～8 月 16 日 12 月 30 日～1 月 3 日	

2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針

- ・お客様の特性、有する能力に応じた自立した生活ができるよう、居宅サービス計画を作成します。
- ・お客様の意向を尊重した、お客様本位のサービスを提供します。
- ・地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。（利用者によるサービスの選択）
- ・中立公平なサービスの提供に努めます。
- ・多様なニーズに対応できるよう、関係機関との積極的な連携に努めます。
- ・十分な説明と同意に基づくサービス提供に努めます。
- ・ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事、および当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

内 容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析を行った上でお客様のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
サービス実施状況及び課題の把握	定期的に介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

(2)居宅介護支援の実施概要等

(3)サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	全社協方式
介護支援専門員への研修の実施	年3回以上 研修を実施します

3 利用料金

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき介護支援費として下記の金額をお支払いいただきます。（1単位10円）

①居宅介護支援費（Ⅰ）

※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

居宅介護支援費（i） （取扱件数が40件未満）	要介護1・2	1086単位
	要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ii） （取扱件数が40件以上60件未満）	要介護1・2	544単位
	要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（iii） （取扱件数が60件以上）	要介護1・2	326単位
	要介護3・4・5	422単位
介護予防支援費	要支援1・2	472単位

居宅介護支援費（Ⅱ）

※一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

居宅介護支援費（i） （取扱件数が45件未満）	要介護1・2	1086単位
	要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ii） （取扱件数が40件以上60件未満）	要介護1・2	527単位
	要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援費（iii） （取扱件数が60件以上）	要介護1・2	316単位
	要介護3・4・5	410単位

②病院等と利用者に関する情報共有等を行う場合の評価

入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位

③初回の支援に対する評価

初回加算	300単位
------	-------

④病院、診療所の職員と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った評価

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
-----------------	-------

※入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関にお知らせください。

⑤主任介護支援専門員等を配置している等、要件を満たしている場合

特定事業所加算Ⅰ	519単位
特定事業所加算Ⅱ	421単位
特定事業所加算Ⅲ	323単位
特定事業所加算（A）	114単位
特定事業所医療介護連携加算	125単位

⑥ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
-----------------	---------

⑦医療機関との情報連携の強化

通院時情報連携加算	50単位/月
-----------	--------

⑧看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについて、居宅介護支援費の基本報酬を算定させていただきます。

(2)交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を提供する場合には、交通費の実費分として、1kmあたり50円をご負担していただくことになります。

4 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。

(2)サービスの終了

- ア お客様のご都合でサービスを終了する場合
3日間以上の予告期間を持ってお申し出くださればいつでも解約できます。
- イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ウ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
- エ その他
- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合(ハラスメント指針参照)は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

5 サービス内容に関する苦情

(1)当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 山田 大輔 (管理者)

電話 0178-51-8780 FAX 0178-71-1021

受付日 月～金曜日(12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前8時00分から午後5時00分

(2)その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課 0178-43-9292

イ 南部町名川分庁舎健康福祉保健課 0178-76-2111

ウ 階上町保健福祉課 0178-88-2115

エ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

6 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動と損害責任保険の契約を結んでおります。)

7 秘密の保持について

- (1)当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (2)当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。
- (3)事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

8 ケアマネジメントの公正中立性の堅持

居宅介護支援の提供の開始に際し、お客様の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所あるいは特定の事業所・施設の利益のために不当に偏らないよう、公正・中立的な立場から支援を行います。